

各システム事業者の皆様

国立病院機構大阪医療センター
経理責任者

クラウドサービスに係る調達に参加するにあたっての手續について

国立病院機構（以下「機構」という。）におけるクラウドサービスの利用については、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」等に基づき、一定の情報セキュリティ基準を満たすことが求められています。このため、要機密情報を取扱うクラウドサービス導入はISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）への対応を原則としています。

一方でISMAPクラウドサービスリストに登録されているサービスは現時点では限定的であることから、例外的に、機構の最高情報セキュリティ責任者の責任において、ISMAPで要求される事項を満たすと確認したクラウドサービスの導入が認められているため、機構においては、クラウドサービスがISMAPに準拠していることを確認する体制の整備を進めています。現在、当該体制の整備は機構本部で検討を行っているところですが、暫定運用としてISMAPクラウドサービスリストへの登録がない場合であっても、以下のすべてを満たす場合に限り、当面の間、ISMAPに準拠しているものとして取り扱うことができるものとして運用しています。

つきましては、当面の間（令和8年度中を想定）、当院がクラウドサービスを調達する場合、以下の手續が必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 手續に必要なとなる書類

(1) ISMAP管理基準における基本言明要件への適合に関するチェックリスト（様式1）（以下「チェックリスト」という。）

<審査対象となる状態>

- ① チェックリストのすべての項目が「○」
- ② チェックリストに「対象外」、「『×』」であるが特別に考慮すべき」のいずれかを選択した項目があるが、ヒアリングにおいて「適合不可能とした合理的な理由」を事業者自ら説明可能な場合

【機密性2】

※ ②に該当しない「×」がある場合は、I S M A Pへの準拠性が無いものと判断し、サービスの導入は認めない。

(2) 自己評価書

(1) について I S M A P 管理基準に準拠している旨の事業者による自己評価

(3) 以下のいずれかを証明する書類

- ① 事業者が情報セキュリティマネジメントシステム ISO27001 を取得していること
- ② 事業者がクラウドサービスに係る ISO27017 を取得していること
- ③ 対象サービスについて、他の政府機関等での導入実績（令和2年6月以降）

2 留意事項

- ・ ヒアリングが必要となった場合、審査に1～2か月ほど期間を要することになるため、余裕をもったお手続きをお願いいたします。
- ・ なお、落札者が提供するサービスについて、I S M A P 準拠性確認が完了しない場合、落札者と契約を締結しないことがありますのでご了承ください。

以上

<下記以外に関する問合せ先>

国立病院機構 大阪医療センター 企画課 契約係

電 話：06-6942-1331

e-mail：408-keiyaku@mail.hosp.go.jp

<提出書類の記載内容に関する問合せ先>

国立病院機構 本部 ポートフォリオマネジメント室 [PMO]

電 話：03-5712-3330

e-mail：700-pmo@mail.hosp.go.jp